

京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例（平成25年3月29日京都市条例 93号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により河川法の一部が改正され、準用河川（同法に規定する一級河川及び二級河川以外の河川で市長が指定したものをいう。）に設置する河川管理施設等の構造の技術的基準を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該技術的基準を定めることとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 93 号

京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例

準用河川（河川法第100条第1項の規定に基づき市長が指定した河川をいう。以下同じ。）の河川管理施設（同項において準用する同法（以下「準用河川法」という。）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。）及び準用河川法第26条第1項の規定による許可を受けて準用河川の河川区域（準用河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）内に設置される工作物のうちダム、堤防その他の主要なものの構造の技術的基準は、河川管理施設等構造令第77条に定める基準とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（関係政令の規定の引用に関する経過措置）

- 2 本則の規定の適用に関する経過措置は、河川管理施設等構造令（以下「関係政令」という。）及び関係政令の全部又は一部を改正する政令の附則に規定する経過措置の例による。

（検討）

- 3 本市は、本則の規定において引用する関係政令の規定が改正されたときは、速やかに、本則の規定の改正の可否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(建設局土木管理部道路河川管理課)